

令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 指導及び監査
- 2 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）
- 3 令和5年度におけるサービス別指摘件数、内容別指摘件数
- 4 令和6年度から義務化された事項に対する指導
- 5 令和6年度から減算適用となる事項に対する指導
- 6 令和6年度から減算額の改定となる事項に対する指導
- 7 令和6年度から努力義務化された事項に対する指導
- 8 令和6年度 運営指導の重点事項

指導監査課



1. 指導及び監査

指導

条例その他の基準、自立支援給付等に係る費用の請求等について、周知徹底を図ることを目的に実施。

集団指導

事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施。

運営指導

事業者等の事業所において面談形式で実施。

- ・実施頻度・・・概ね3年に1回

指定日の翌年度以降実施後、定期的な頻度で実施。

※介護事業所と合わせて行う場合や、重点的な指導が必要と判断された場合は、定期的な頻度によらず継続して実施することもあります。

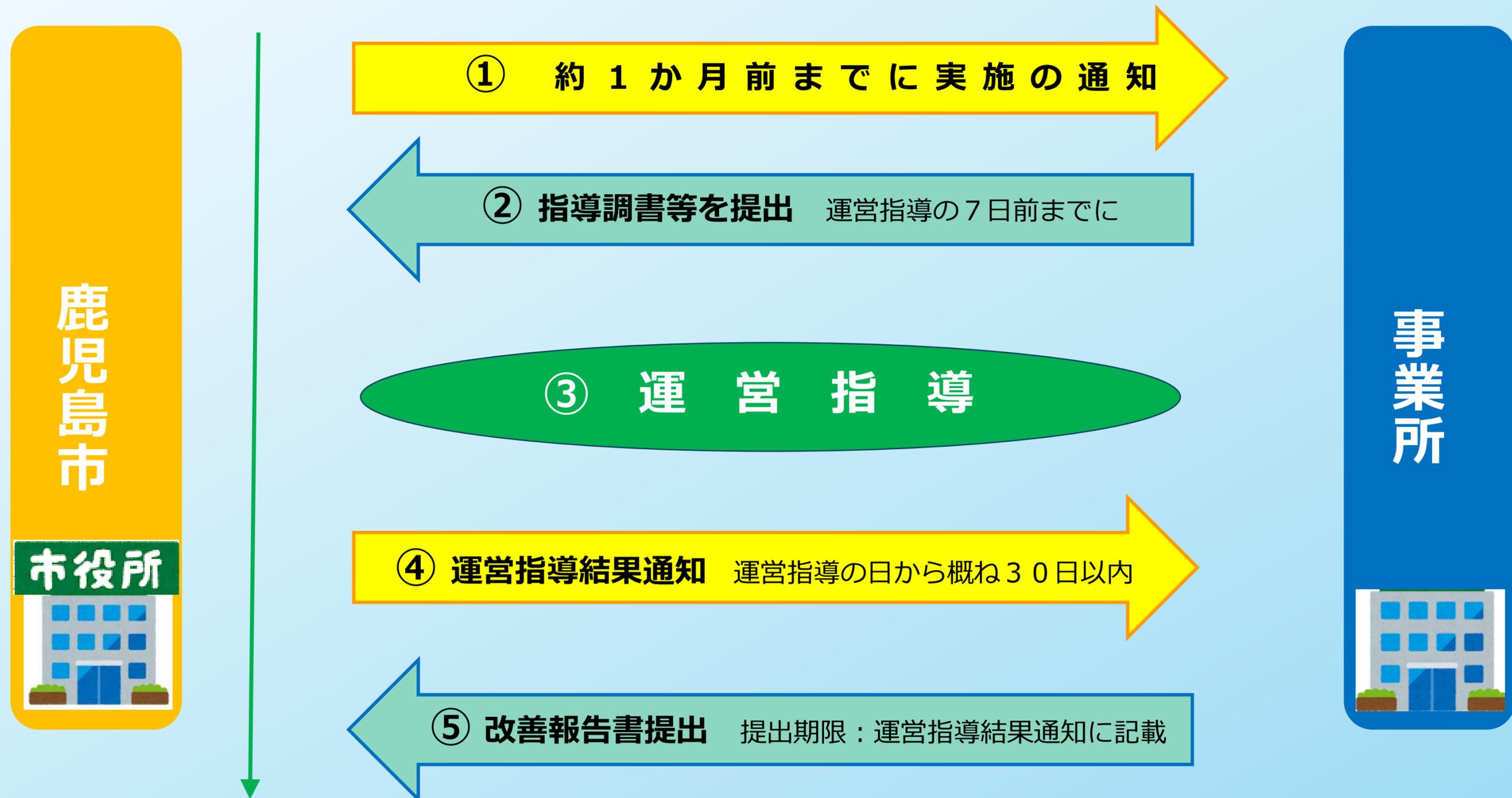
監査

入手した各種情報により指定基準違反や不正請求などが認められる場合（疑いがある場合）に事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に実施。

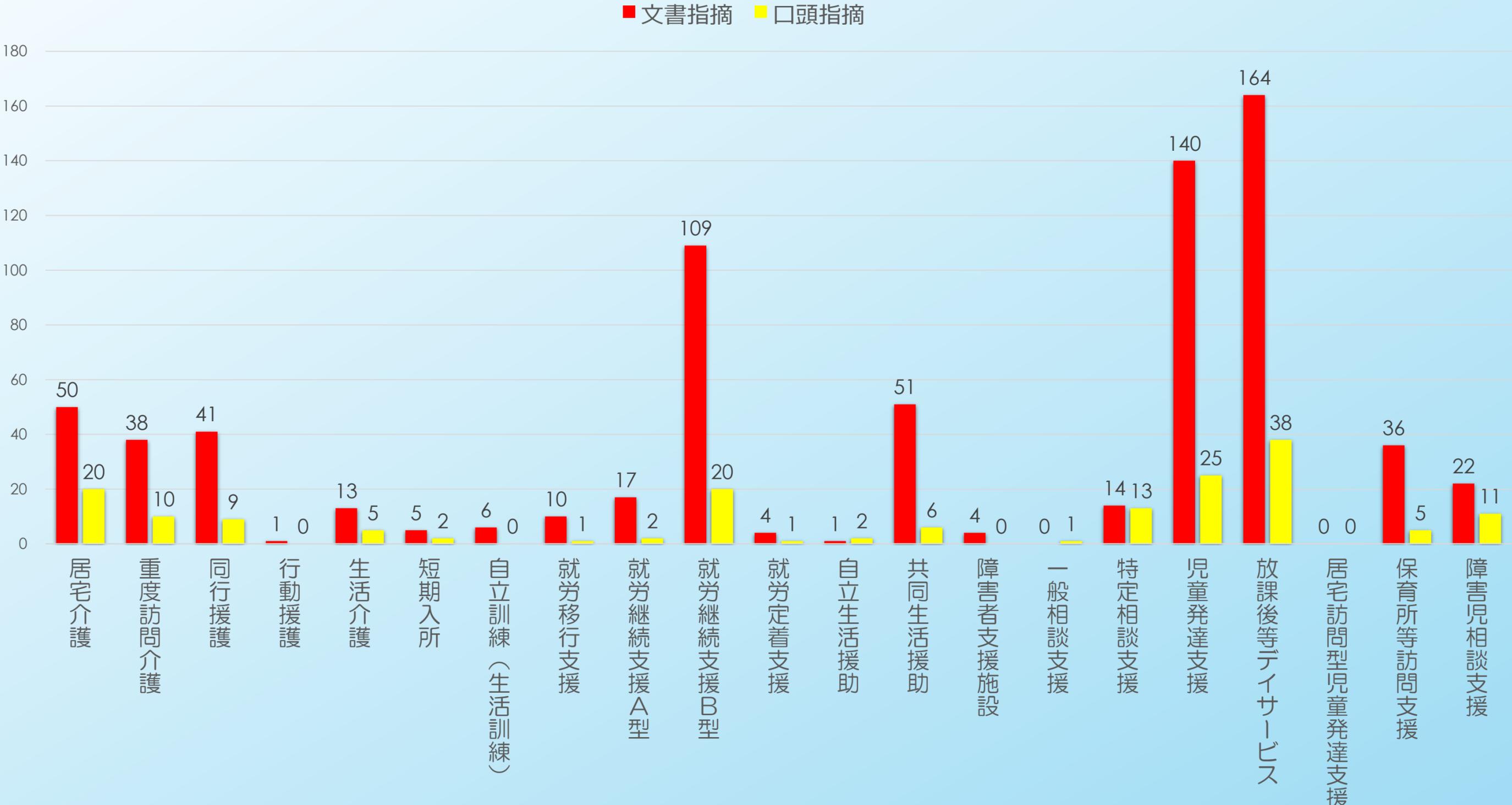
情報の例

- ・通報、苦情、相談等に基づく情報
- ・相談支援事業所等へ寄せられる苦情
- ・自立支援給付請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- ・運営指導において確認した情報
- ・利用者、入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合及び指定基準違反等

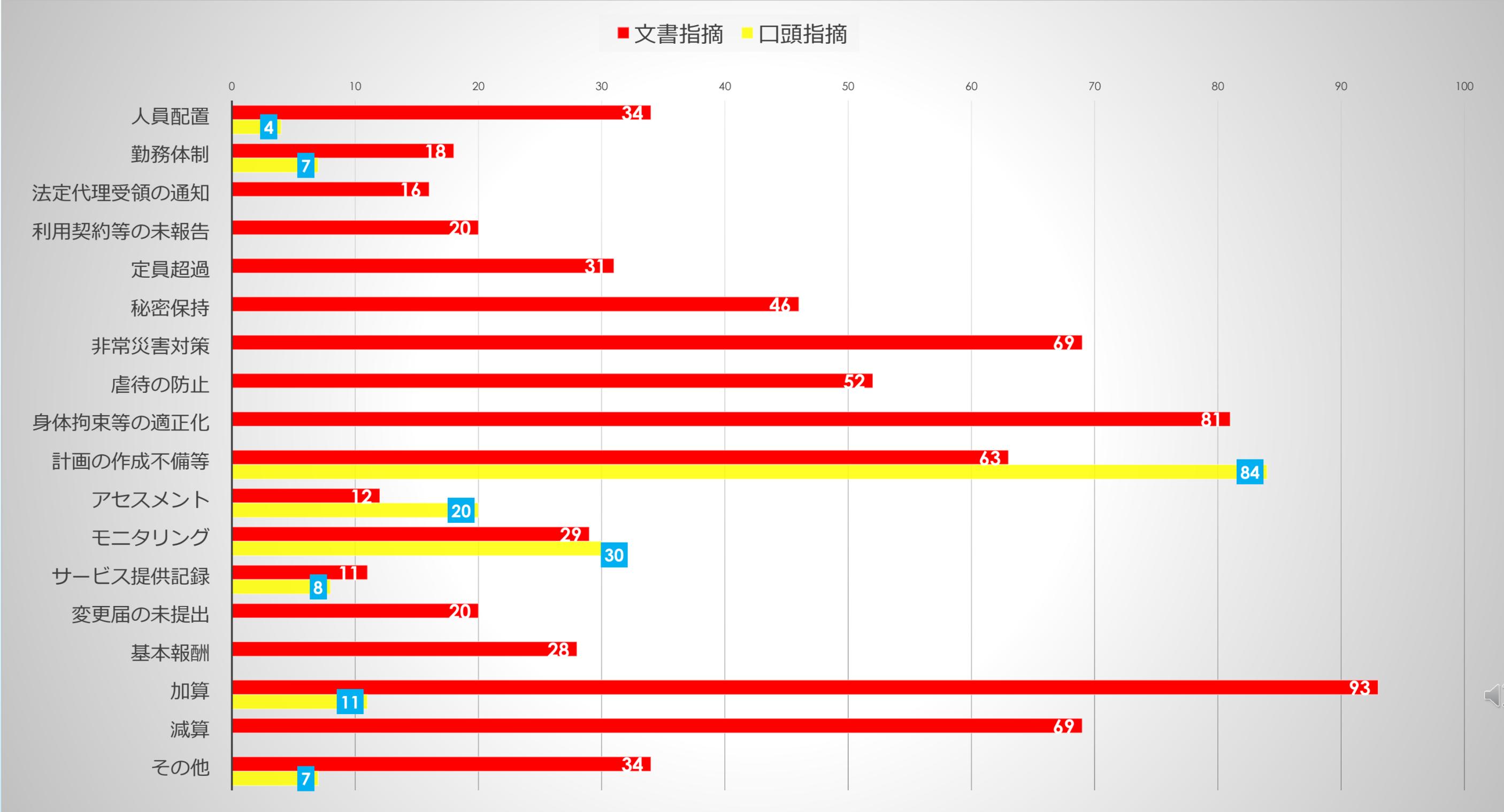
2. 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）



3. 令和5年度におけるサービス別指摘件数



3. 令和5年度における内容別指摘件数



4. 令和6年度から義務化された事項に対する指導

不適切な事例

■ 業務継続計画（BCP）について

- ・感染症及び非常災害の業務継続計画を策定していない。



指導事項

- ・感染症及び非常災害の業務継続計画を策定し、従業員へ周知すること。
※計画策定後も必要に応じて見直して、必要に応じて変更すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置（研修及び訓練の定期的な実施等）を講ずること。

※詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。（研修動画や計画のひな形等が掲載されています。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html



障害福祉サービス事業所等における業務継続計画

検索

■ 衛生管理等について

- ・感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じていない。



- ・「感染症の予防及びまん延防止のための指針」の整備をすること。
- ・委員会の開催、研修及び訓練については、以下のとおり実施すること。
訪問系・相談支援：委員会は6カ月に1回以上、研修及び訓練は年1回以上
通所系・入所系等：委員会は3カ月に1回以上、研修及び訓練は年2回以上

※詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。（研修動画や感染対策指針作成の手引き、指針のひな形等が掲載されています）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html



障害者福祉 感染対策マニュアル

検索

5. 令和6年度から減算適用となる事項に対する指導

不適切な事例

■虐待の防止について

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない。



指導事項

- ・委員会を定期的に（年に1回以上）開催すること。
 - ・研修を定期的に（年に1回以上）実施すること。
 - ・担当者を置くこと。
 - ・指針を整備すること。※努力義務
- ※上記（講じた措置）を運営規程に記載して下さい。



- ・ **所定単位数の1%の減算**
- ・ 事実が生じた月（運営指導時）の翌月から減算し、「虐待防止措置未実施減算に伴う改善計画」を障害福祉課自立支援係に速やかに提出すること。
- ・ 改善後に「虐待防止措置未実施減算に伴う改善報告書」に改善したことがわかる資料を添付して障害福祉課自立支援係に提出すること。
- ・ なお、**減算を実施する月は事実の生じた月の翌月から3ヶ月は少なくとも減算**となるが、改善が確認できない場合は、改善が確認できるまで減算となる。

5. 令和6年度から減算適用となる事項に対する指導

不適切な事例

指導事項

■ 業務継続計画について

- ・業務継続計画が未策定である。
- ・当該業務継続計画に従った必要な措置を講じていない。

- ・感染症及び非常災害の業務継続計画を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置（研修及び訓練等）を講ずること。

・ 100分の3に相当する単位数の減算

※療養介護、障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・ 100分の1に相当する単位数の減算

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービス除く）

ただし、経過措置あり

5. 令和6年度から減算適用となる事項に対する指導

■ 業務継続計画未策定減算の経過措置について

以下の措置を講じている場合

- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ・ 非常災害に関する具体的計画の策定



令和7年3月31日までの間は、減算を適用しない。

また、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、**令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。**

なお、就労選択支援については、**令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。**



5. 令和6年度から減算適用となる事項に対する指導

不適切な事例

指導事項

■ 情報公表未報告の事業所への対応について

障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている。

・利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進の観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上に情報公表すること。

・ 100分の10に相当する単位数の減算

※療養介護、障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・ 100分の5に相当する単位数の減算

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービス除く）

6. 令和6年度から減算額の改定となる事項に対する指導

不適切な事例

■ 身体拘束等の適正化について (相談支援事業所除く)

- ・ 身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない。



指導事項

- ・ やむを得ず身体拘束等を行う場合、その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由そのた必要な事項を記録すること。
- ・ 委員会を定期的に（年に1回以上）開催すること。
※身体拘束をしていない場合も委員会を開催すること。
- ・ 指針を整備すること。
- ・ 研修を定期的に（年に1回以上）実施すること。

- ・ 以下の施設・居住系サービスについては、**5単位から所定単位数の10%に引き上げ**

※療養介護、障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 以下の訪問・通所系サービスについては、**5単位から所定単位数の1%に見直す**

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型除く）、就労選択支援、

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問

支援（障害者支援施設が行う各サービス除く）

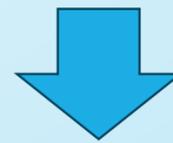
7. 令和6年度から努力義務化された事項に対する指導

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

○障害者部会報告書において、

- ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
- ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。

との指摘があった。



《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ 地域連携推進会議の報告、要望、助言等について記録を作成し、これを公表する。

※外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長（都道府県知事）が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※上記規定は、令和6年度から努力義務、令和7年度から義務化。

8. 令和6年度 運営指導の重点事項

(1) 利用者の安心・安全の確保



(2) サービスの質の確保・向上（一連のケアマネジメント・プロセスに関する理解の促進）

(3) 人員基準・定員の遵守及び勤務体制の確保

(4) 報酬請求の適正な取扱い



※本市のホームページに、「運営指導の重点事項（令和6年度）」が掲載されています。参考にしてください。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/syougaiikusijigyouya.html>



鹿児島市 障害 指導

検索



ご清聴ありがとうございました

引き続き、資料もご確認いただき、確認終了後、

期限内に『確認票』を市へ送信してください。

よろしくお願いいたします。

1事業所(事業所番号)ごとに、
どなたか1名のみ送信してください。
1事業所で、複数名又は複数回の
送信をすることがないように、注意して下さい。

マグマシティPRキャラクター
火山の妖精「マグニオン」



マルニオン



ペビニオン

あなたとわくわく



マグマシティ
鹿児島市